

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という。）は、証券取引及び金融先物取引の公正を図り、証券市場及び金融先物市場に対する投資者の信頼を保持する目的で、平成4年7月20日に設置された機関である。

監視委員会は、委員長及び2名の委員で構成される合議制の機関で、その任命は大蔵大臣が国会の同意を得て行うが、委員長及び委員は独立してその職権を行使する。

なお、監視委員会には、その事務を処理するために事務局が置かれているほか、地方の財務局、財務支局及び沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）に証券取引等監視官が置かれている。

監視委員会は、このような体制のもと証券会社等に対する検査、日常的な市場監視及び取引の公正を害する犯則事件の調査等の活動を通して、与えられた責務を適切に果たすことにより、市場の公正性・透明性を確保し、我が国証券市場等の健全な機能の發揮に資するよう努めている。

本公表の対象期間（平成6年7月1日から7年6月30日まで。以下同じ。）における監視委員会の活動状況は、第1章以下で詳述するが、犯則事件の調査・告発、検査及び取引審査の概要は次のとおりである。

(1) 犯則事件の調査・告発

犯則事件の調査については、風説の流布の嫌疑により強制調査を実施するとともに、内部者取引の嫌疑により2件、風説の流布の嫌疑により1件、計3件を証取法違反の罪に該当するとして告発を行った。

この結果、監視委員会は、発足以来これまで相場操縦の嫌疑1件、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑1件、内部者取引に係る嫌疑2件及び風説の流布の嫌疑1件の合計5

件の告発を行ったことになる。

(2) 検査

監視委員会が行う検査の対象会社は、証券会社や証券業務の認可を受けた金融機関等であるが、このうち、国内証券会社79社、外国証券会社6社及び証券業務の認可を受けた金融機関11機関に対して検査に着手した。

この結果、監視委員会は、発足以来これまでに国内証券会社延べ236社、外国証券会社20社及び証券業務の認可を受けた金融機関35機関について検査を行っており、国内証券会社については、監視委員会による検査がほぼ一巡したことになる。

検査の実施に当たっては、取引ルールの遵守状況、営業姿勢及び内部管理体制の点検を重点事項としたが、検査の結果、取引ルールの遵守状況については、取引一任勘定取引の契約の締結等の法令違反行為などが、営業姿勢については、外国株式や転換社債等の営業を積極的に行うなかでの投資者の意向を軽視したとみられる投資勧誘などが、また、内部管理体制については、法令遵守意識や内部管理に対する認識の不足から、必ずしもその機能が十分発揮されていないなどの問題点が一部の証券会社に認められた。

なお、これらの問題点のうち証券会社の役員及び使用人に重大な法令違反が認められた5社については、大蔵大臣に対し適切な措置を講ずるよう勧告を行った。

(3) 取引審査

日常的な市場監視を行う取引審査については、価格形成に関する審査111件、内部者取引に関する審査62件、その他の観点からの審査22件の合計195件につき審査を実施した。

この結果、監視委員会は、発足以来これまでに582件の審査(価格形成に関するもの427件、内部者取引に関するもの124件、その他の

観点から行ったもの31件）を行ったことになる。

審査の実施に当たっては、証券会社等がどのように関与していたか、さらに、それらの関与が証取法等の法令に触れるものではなかつたか、また、自主規制機関が有効に市場監視の機能を果しているかなどに着目して行っている。

審査の内容としては、価格形成に関しては、全般的な市況低迷の中にあって個別銘柄に人気が集中し株価が急騰した局面がみられたもの、さらに、その急騰局面において特定委託者による売買がみられたもの、また、決算期末に株価が大きく変動したものなどを中心に審査を行ったほか、内部者取引に関しては、発行会社が業績予想の修正、新株の発行、合併などの公表を行うことにより株価が大きく変動するなど、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼしたと思われるものなどを中心に審査を行った。